

マージン率の公開資料



労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、マージン率等について公開します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	株式会社ケイエス
拠点の所在地	東京都八王子市長沼町 1305-1 1F B フロアー

※直近の「6 月 1 日現在の状況報告」の記載の数

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	① 労働者派遣の料金 (1 日 8 時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1 日 8 時間当たりの平均)	マージン率 (① - ②) ÷ ①
464	28	12,671 円	9,887 円	21.9%

※マージン率とは

派遣先より株式会社ケイエスに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの残額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

※マージンに含まれる費用

社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、 雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)
会 社 運 営 費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防検診の受診費用
	募集経費	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等)、 登録会場費
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続き費用・事務所費・通信費等
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、 会社運営費を差し引いた利益

2. 教育訓練に関する事項

- ・入社時導入研修
- ・安全衛生教育
- ・マナー研修
- ・実務研修
- ・日本語研修
- ・意識向上研修
- ・指導者研修
- ・組織管理研修

3. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

- ・労使協定を締結しているか否か : 締結済み
- ・労使協定の有効期間の終期 : 令和 9 年 3 月 31 日
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 製品製造・加工処理工(金属製品)、製品製造・加工処理工(食料品等)、製品製造・加工処理工(金属製品・食料品等を除く)、浴場・クリーニングの職業、飲食物調理の職業、包装作業員、選別・ピッキング作業員、その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業の業務に従事する派遣労働者